

議案第89号

平成27年9月30日提出

松山市長 野志克仁

公平委員会委員の選任に關し同意を求めるることについて

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
桐野 徳子	松山市東長戸二丁目

(提案理由)

公平委員会委員のうち門屋淳子氏は、平成27年10月4日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

地方公務員法（抄）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

議案第90号

平成27年9月30日提出

松山市長 野志克仁

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
具志堅 澄江	松山市永代町

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員のうち竹田耕三氏は、平成27年10月5日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方税法（抄）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

議案第91号

平成27年9月30日提出

松山市長 野志克仁

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	住所
小川 佳和	松山市三番町四丁目
川上 泉	松山市東方町
来嶋 清子	松山市堀江町

(提案理由)

人権擁護委員のうち、江野尻正明氏は、平成27年9月30日、岡和子氏、来嶋清子氏は、平成27年12月31日に任期満了となるものであり、その後任候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出する。

(参考)

人権擁護委員法（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。